

## 付属資料



1. 用語解説
2. プラン策定の経緯
3. 懇話会委員名簿
4. 介護保険の広域化の状況

## 1. 用語解説

### あ行

#### ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術の総称。

#### アセスメント

介護過程の第一段階において、利用者の課題分析をするために、行われる評価・査定。

#### アセッサー（内部評価者）

事業所・施設内において介護職員のキャリア・アップを推進・支援していく役割を担う人材。

#### 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア。「社会福祉士\*及び介護福祉士\*法」の改正により2012年（平成24年）4月から、一定の研修を受けた介護福祉士\*や介護職員等が、医療との連携による安全が確保されている等一定の条件の下で、介護保険施設や在宅でのたんの吸引及び経管栄養の医療的ケアを実施できることになった。

#### 運転免許証自主返納制度

運転に不安を感じる高齢者ドライバー等が自主的に運転免許証を返納できる制度。運転免許を返納した人は、「運転経歴証明書」を申請することができる。

#### SOSネットワーク

認知症高齢者が行方不明になったときに、地域の生活関連団体等が捜索に協力して、速やかに行方不明者を発見保護する仕組み。捜索に協力する地域の団体とは、タクシー会社や郵便局、ガソリンスタンド、コンビニ、銀行、宅配業者、コミュニティFM放送局、町内会、老人クラブ\*、介護サービス事業者など、日頃地域で活動している企業や住民団体など。

#### SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年（平成27年）9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」に盛り込まれた17の目標。この中には「すべての人に保健と福祉を」といった健康福祉分野の目標についても盛り込まれている。また、政府が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では地方自治体の各種計画においてもSDGsの要素を最大限反映されることが奨励されている。

#### NPO

Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の略。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、住民が主体的に取り組む活動を行う団体。民間非営利組織。

#### オーラルフレイル

加齢により口腔内の「感覚」「咀嚼」「嚥下」「唾液分泌」等の機能が少しずつ低下してくる「口腔機能\*低下症」の前段階となる“ささいな口のトラブル”のこと。



## か行

### 介護慰労金

要介護者を現に介護している家族を慰労するために行う金品の贈呈。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に実施する。

### 介護休暇制度

要介護状態\*にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うために、休暇の取得が可能となる制度。

### 介護サービス情報公表制度

介護保険法に基づき2006年（平成18年）4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者または要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じた適切な介護保険サービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設等との連絡調整を行う人で、要介護者等の自立した日常生活を援助するために必要な専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けた人。

都道府県知事が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、実務研修の課程を修了して、都道府県知事の登録を受けることが必要。

### 介護職員処遇改善加算制度

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に、一定水準の賃金要件とキャリアパス\*要件を満たす事業所に対して支給される介護報酬の加算制度。

### 介護認定審査会

要介護認定の審査判定業務を行うために市町村に置かれる附属機関。委員は、保健、医療、福祉に関する学識経験者の中から市町村長が任命する。長野県では、10の広域連合が介護認定審査会事務を行っている。

### 介護福祉士

心身の障がいにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職。

### 介護プロフェッショナルキャリア段位制度

企業や事業所ごとにバラバラに行われている職業能力評価に、「キャリア段位制度」という共通のものさしを導入することで、成長分野である介護サービスにおける人材育成を目指した制度。

### 介護保険審査会

要介護認定の判定に不服がある場合に、その不服の審査判定に対応するために都道府県に設置されている専門の第三者機関。

## 介護予防

高齢者が要介護状態\*になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態\*であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

## 介護予防ケアマネジメント

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当した者に対して、介護予防\*及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス\*のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。

## 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防支援：

要支援者から依頼を受けた担当の地域包括支援センター\*が介護予防サービスなどを適切に利用し、利用者本人のできることを増やし、いきいきと生活できるように、①介護予防サービス計画を作成するとともに、②計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行う。

居宅介護支援：

要介護者から依頼を受けた居宅介護支援事業所等の介護支援専門員\*が、居宅サービス\*などを適切に利用できるように、①居宅サービス計画を作成するとともに、②計画に基づくサービス提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所が必要な場合には紹介等を行う。

## 介護予防\*・日常生活支援総合事業

介護保険法第115条の45第1項に位置づけられ、「介護予防・生活支援サービス\*事業」及び「一般介護予防事業」からなる事業。市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。2015年度（平成27年度）施行の介護保険制度改正により導入され、2017年度（平成29年度）までにすべての介護保険者で実施されている。

## 介護療養型医療施設（介護療養病床\*）

病状が安定期にあり、長期にわたり入院療養が必要な要介護者を対象に、病院・診療所が県知事の指定を受け、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護等の世話、④機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設。

療養病床\*等のうち、介護保険の適用を受けるもの。

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則として65歳以上で、身体上または精神上の著しい障がいのために常時介護を必要とし、かつ、居宅において適切な介護を受けることが困難な人に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設。



## 介護老人保健施設

病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーション等を提供して、その自立を支援し、居宅への復帰を目指す施設。

## かかりつけ医

患者が普段からよく受診する、患者の情報・生活習慣を十分に熟知した医師で、患者が最初に受診する、通常小規模の医療機関の医師。

## 家族介護教室

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に開催する。

## 家族介護者交流会

介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に開催する。

## 通いの場

交流や体操をとおして介護予防\*につなげるために、地域住民が主体で活動するサロン\*やカフェ。

## 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

通所（デイサービス）を中心に、宿泊（ショートステイ）、訪問（訪問介護\*・訪問看護\*）を組み合わせたもの。増加している医療ニーズの高い高齢者に対応するサービス。

## 基準該当

介護保険制度において介護保険サービスを提供するには、都道府県知事の指定を受けることが原則であるサービスについて、指定要件の一部を満たさない事業者であっても、多様な事業主体の参入を促す観点から、サービス提供の実態があり、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村判断により、そのサービスを保険給付の対象とするもの。

## キャラバンメイト

認知症について専門の研修を受け、認知症サポーター\*養成講座の講師役を担う人。

## キャリア・パス

ある職位や職務に従事するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動等のモデルパターン。

## 急性期

患者の状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能。

## 共生型サービス

「障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする」、「地域の実情に合わせて（特に中山間\*地域など）、限られた福祉人材を有効活用する」という観点から、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（2017年（平成29年）6月公布）に新たに規定されたサービス。デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障がい福祉制度における指定事業所がサービス提供できるようになった。

## 居住支援協議会

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

## 居宅介護支援

居宅の要介護者が居宅サービス\*等を適切に利用できるよう、本人・家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン\*）を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整を行うなどの支援を行うこと。

## 居宅サービス

介護保険が適用される介護サービスのうち、在宅で利用できる介護サービス。

## 居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院困難な要介護者に対し、その居宅を訪問して、心身の状態や環境等を把握し、療養上の管理や指導を行うこと。

## 緊急宿泊事業

介護者の急病等の緊急時において、要介護高齢者を、家庭で介護することができない場合に、当該高齢者等を通所施設に緊急に宿泊させ、介護者等の負担を軽減する事業。

## 熊本地震

2016年（平成28年）4月14日以降、熊本県から大分県にかけて発生している一連の地震。同一地域において、わずか約28時間以内に震度7の地震が2度、発生した。警察が検視により確認している死者数は50名。災害が原因の死亡数や熊本地震との関連が認められた災害関連死は205名。約4万棟の住宅が全半壊した。

## ケアプラン

「居宅介護支援」の解説参照。

## 経口摂取

食べ物を口から食べて咀嚼して噛み砕き、飲み込みやすい形状にして飲み込むという、いわゆる一般的な食事によって栄養を摂ること。

## 軽費老人ホーム（ケアハウス）

一般的にケアハウスと呼ばれる施設で、身体機能の低下等により自立して日常生活することに不安のある60歳以上の高齢者に対して、食事の提供、入浴等の準備、生活相談や緊急時の対応等を行うことを目的とした施設。収入に応じて利用料の軽減措置があり、低額な料金で利用できる。

## 現役世代

主に15歳から64歳までの生産年齢の世代で、高齢者を支える世代のこと。公的年金を納めている20歳から60歳までの世代をいうこともある。



## 元気高齢者

65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けていない人。

## 健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。

## 健康経営優良法人

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営\*を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する「健康経営優良法人認定制度」によって認定された法人。

## 研修実施体制検討委員会

喀痰吸引研修の実施及び研修習得程度の審査を公正かつ適正に行うため、業務に関係する団体等の委員を構成員とするもの。

## 権利擁護

高齢者や障がい者等の人権など様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障がい、精神障がい等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度\*や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組などが挙げられる。

## 口腔機能

口腔機能は、「咀嚼（噛み砕く）・嚥下（飲み込む）・発音・唾液の分泌など」等の機能の総称。口腔機能が低下すると食物の種類が制限されるため、免疫力の低下から病気にかかりやすくなる。また食事や会話に支障をきたすと人との付き合いがおっくうになる。

## 口腔ケア

口腔疾患及び気道感染・肺炎に対する予防を目的とする口腔清掃や口腔保健指導を中心とするケア、及び機能障がいに対する予防、治療、リハビリテーションを目的とする歯科治療から機能訓練までを含むケアのこと。

## 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

高齢者が日常生活をできる限り自力で行えるよう自宅の居室、浴室、便所等を改良する工事に市町村を通じて補助する制度。

## 誤嚥性肺炎

口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥という。誤嚥性肺炎は、嚥下機能障がいのため唾液や食べ物、あるいは胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症する。

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者の居住安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供するなど、安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

### 災害時住民支え合いマップ

災害発生後の避難時に支援が必要な要援護者とその人を個別に支援する人の所在地、避難所の場所、井戸、看護師がいる家などを表記した地図。

### 災害福祉広域支援ネットワーク

東日本大震災において、被災地における要援護者を支援する福祉人材の確保が困難となったことを背景とした、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組み。

### 財政安定化基金

介護保険制度の財政を安定させるために、介護保険法に基づいて都道府県に設置される基金。介護保険料の収納不足や介護給付費の増加によって、市町村の介護保険特別会計が赤字になりそうな場合、資金の交付・貸付を行う。原資は国・都道府県・市町村（介護保険料）が3分の1ずつ負担して積み立てる。

### 財政的インセンティブ付与制度

市町村が保険者\*機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むことを目的に、財政的なインセンティブ（動機付け）として、国が予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。

### 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健福祉事務所の支援の下、市町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する事業で、市町村が実施する地域支援事業\*に位置付けられている。

### 在宅医療・介護連携相談窓口

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター\*等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行う窓口で、医師会、医療機関、市町村などに設置される。また、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者または家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行っているところもある。

### 在宅介護支援センター

高齢者福祉に関する総合相談機関。在宅の要介護者やその家族と、居宅サービス\*事業者や施設等との連絡調整を総合的に行う。





### 在宅歯科医療相談窓口

在宅歯科医療の推進のため、医科・介護等との連携、在宅歯科医療希望者の相談や対応する歯科診療所等の紹介、機器の貸出等を行う窓口のこと。

### 在宅歯科口腔医療

高齢期・寝たきり者等が受けられる在宅での歯科医療及び口腔ケア\*等。

### 在宅療養後方支援病院

在宅療養患者が、入院が必要となった場合に利用する病院をあらかじめ決め、登録することにより、急変時の病床を確保する制度。

### 在宅療養支援病院・診療所・歯科診療所

単独または他の保険医療機関との連携により、24時間往診・訪問看護\*や在宅療養患者の緊急入院を受入れる体制を確保している診療所や病院。また、在宅や社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所。

### 作業療法士

国家資格のひとつ。心身に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、作業活動を用いて、機能の回復や維持、または開発を支援する医療専門職。OT（Occupational Therapist）と略すこともある。

### サルコペニア

1989年（平成元年）にRosenbergという研究家により「加齢による筋肉量の減少」を意味する用語として提唱された造語で、ギリシア語でサルコ（sarco）は「肉・筋肉」、ペニア（penia）は「減少・消失」の意。狭義では筋肉量の減少のみを、広義では筋力または身体能力の低下のいずれかが当てはまれば「サルコペニア」とされる。

### サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

### 施設サービス

介護保険が適用される介護サービスのうち、施設で提供されるサービス。

### 事前指示書

人生の最終段階において、病気が可能な限りの治療によっても回復の見込みがなく、近い将来の死が避けられない場合に受けたい医療や受けたくない医療等について自分の意思を記載した書面。

### 市町村地域防災計画

市町村防災会議が、災害対策基本法に基づいて、地域の実情に即して作成する地域防災計画。

### シニア活動推進コーディネーター

高齢者の社会参加を推進している関係機関の連携体制の構築や地域の高齢者の社会参加に関する情報の収集・提供により、シニア世代と活動を求めている団体などとのマッチングを行い、高齢者の社会参加を支援する人。2014年（平成26年）4月から、（公財）長野県長寿社会開発センター\*に配置されている。

## シニア大学

高齢者の生きがいつくりと仲間づくりを図り、積極的な社会参加の実践者を養成するため、2年課程で行う一般教養や健康づくり、社会参加活動の実践等に関する講座。県内10か所で実施している。

## 社会福祉協議会

社会福祉法に定められた地域福祉を推進するための団体。地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、市民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力してだれもが安心して生活できるまちづくりの推進を目的としている。そのために福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関する公私の関係者・関連機関や団体の連携を進め、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

## 社会福祉士

心身の障がいまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡調整その他の援助を行う専門職。

## 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人の自立支援に関わるネットワークの調整役を担い、若年性認知症の人や家族のニーズ把握、若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり、事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知等、若年性認知症の人の視点に立った対策を進める人。

## 住宅改修費

手すりの設置、段解消などの住宅改修にかかる費用。介護保険では住宅改修の費用について20万円を上限として原則1回給付される。

## 住宅セーフティネット機能

住宅確保要配慮者が、民間住宅市場の中で独力では住宅の確保が困難な事態に直面した際に対応するための仕組み。公営住宅の提供等により、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるようにするもの。

## 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検：

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性等について確認を行うこと。

医療情報との突合：

受給者の医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、サービスの整合性の点検や医療と介護の重複請求の確認を行うこと。

## 主任介護支援専門員

介護支援専門員\*に指導・助言を行ったり、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う者。主任介護支援専門員研修を修了する必要がある。研修の受講要件として、5年以上の実務経験、専門研修の修了等が定められている。2016年度（平成28年度）から、5年ごとの更新制が導入された。



### 小規模多機能型居宅介護

要介護者の心身の状況や環境等に応じた選択に基づき、居宅への訪問や、サービス拠点への通所または短期間の宿泊により、その拠点から提供を受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練。

### 消費者大学

消費生活や消費者問題に関する幅広い基礎知識を習得するため県が開設する、2～3か月の間の連続講座。

### 消費生活センター

地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関。

### 食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

### シルバー人材センター

一定の地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保・提供することを目的とする公益法人。

### 振興山村

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が、産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、「山村振興法」(昭和40年法律第64号)第7条に基づき指定されている区域。

### 信州ACE(エース)プロジェクト

長野県が新たに展開する健康づくり県民運動の名称。ACEは脳卒中等の生活習慣病予防に効果のあるAction(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)を表し、世界で一番(ACE)の健康長寿を目指す想いを込めたもの。

### 信州ねんりんピック

高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加への関心を高める契機とするとともに、長寿社会に対する理解を深め、明るく活力ある長寿社会の実現を目的として開催される、高齢者を中心として県民参加の文化・芸術・スポーツの祭典。(公財)長野県長寿社会開発センター\*、長野県等の関係団体から構成される信州ねんりんピック実行委員会により毎年開催。

### 浸水想定区域

国土交通省や都道府県が指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

### 人生二毛作社会

高齢者が長年培った豊富な知識、技術、経験などを活かして、積極的に就業や社会活動を行い、生きがいと誇りを持って暮らすことができる社会。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防\*サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防\*サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

## 生活支援サービス

地域で生活する者の見守りや外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援等が該当する。地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みをもち、公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されるサービス。

## 生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防\*サービスの体制整備を図るための事業。2015年度（平成27年度）から地域支援事業\*（包括的支援事業（社会保障充実分））に位置づけられた。

## 生活支援ハウス

デイサービスセンターに居住部分を併設した施設で、身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安のある高齢者が入居して、相談・緊急時の対応等の生活の援助を受ける施設。

## 成年後見制度

認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理等を行う制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法廷後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。

## 摂食嚥下機能訓練（オーラルリハビリテーション）

実際に食べる・飲むことを行う訓練。基礎訓練で食べるために使う筋肉を動かし、運動・感覚刺激の入力を行って、嚥下しやすい環境を整えてから摂食訓練を実施する。

## 摂食嚥下機能障がい・摂食嚥下機能

摂食・嚥下（えんげ）とは、食物が認知され、口腔、咽頭、食道を経て胃に至るまでのすべての過程をさす。摂食・嚥下障がいとは、この一連の動作に障がいがあること。

## 全国健康福祉祭

スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立50周年に当たる1988年（昭和63年）から毎年開催している祭典。愛称は「ねんりんピック」。



## た行

### ターミナル、ターミナルケア

医療介護分野において、ターミナルとは、病気による終末期をさす。ターミナルケアは、終末期における医療や介護をさす。

### 第1号被保険者

介護保険の被保険者のうち65歳以上の人。

### 第2号被保険者

介護保険の被保険者のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

### 宅幼老所

小規模で家庭的な雰囲気の中、高齢者、障がい者や子どもなどに対して、一人ひとりの生活リズムに合わせて柔軟なサービスを行う取組。

### 団塊の世代

1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）生まれのベビーブーム世代のこと。2025年には、この世代の人すべてが75歳以上となる。

### 短期入所（ショートステイ）

施設に短期間入所し、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを受けるサービス。福祉系の施設で行われる短期入所生活介護\*と、医療系の施設で行われる短期入所療養介護がある。

- ①短期入所生活介護\*：特別養護老人ホームに併設された専用居室等に短期間入所し、当該施設で入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。
- ②短期入所療養介護：介護老人保健施設\*、病院等に短期間入所し、当該施設で看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービス。

### 短期入所生活介護

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム\*等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

### 短期入所療養介護

要介護状態\*となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

### 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 地域ケア会議（個別会議、推進会議）

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつなげていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員\*の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指して実施する会議。

## 地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防し、社会参加の促進を図るとともに、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することにより、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を営むことができるように支援するため、市町村が主体となり実施される事業。介護予防事業（新総合事業、旧総合事業、旧介護予防事業）、包括的支援事業、任意事業で構成される。

## 地域包括ケア体制

本篇P26～28を参照。

## 地域包括ケア病棟

急性期\*医療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受入並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟。

## 地域包括支援センター

公正・中立の立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護\*、③包括的・継続的マネジメント支援、④介護予防マネジメントという4つの機能を担う中核機関。

市町村または社会福祉法人等の市町村が委託する法人が運営し、保健師・主任介護支援専門員\*・社会福祉士\*等の専門職員が従事している。

## 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）\*が、常に介護が必要な方の入所を受入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する施設。

## 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態\*になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

サービスの種類として、①（看護）小規模多機能型居宅介護、②夜間対応型訪問介護\*、③認知症対応型通所介護\*、④認知症対応型共同生活介護\*、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護\*、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護\*、⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等がある。

## 地域密着型通所介護

通所介護（デイサービス）のうち小規模施設（定員18人以下）。



## 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム\*などの特定施設のうち、定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が、当該施設で入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービス。

## 中山間

平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占める。

## 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事提供等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

## 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設\*、病院・診療所に日帰りで通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービス。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供する。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできる。

## 特殊詐欺

不特定多数の者に対し、電話をかけるなどして対面することなくだまし、指定した預貯金口座への振込み等の方法により、被害者から現金をだまし取る犯罪の総称。振り込み詐欺をはじめ、色々な種類がある。

## 特定行為

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為。

## 特定施設入居者生活介護

特定施設とは、有料老人ホーム\*、養護老人ホーム\*、軽費老人ホーム\*、サービス付き高齢者向け住宅をいい、指定基準を満たすことで特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けられる。

特定施設入居者生活介護は、特定施設に入居している要介護者等が、当該施設で入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けるサービス。

入居者を要介護者（と配偶者等の親族）に限る介護専用型とそれ以外（混合型）に区分されるほか、入居者に対するサービス提供の形態によって、包括型（一般型）と外部サービス利用型に区分される。

## 特定福祉用具購入費

居宅の要介護者等の日常生活における便宜を図り、機能訓練に資するため、入浴や排せつに用いる特定福祉用具の販売をすること。

## 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩落等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域で、通称イエローゾーンと呼ばれている。このほか、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると求められる区域として土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）がある。

## な行

### ナースバンク

仕事を探している看護職と看護職員の雇用を考えている施設にそれぞれ求人・求職情報を登録いただき、無料で職業紹介を行う仕組み。

### （公財）長野県長寿社会開発センター

県、市町村及び民間の出資により設立された、高齢者の生きがいと健康づくり、積極的な社会参加活動を推進する公益財団法人。

### 長野県版キャリアパスモデル

キャリアパスとは、ある職位や職務に就任するために必要な業務経験とその順序、配置移動のルート の総称。「長野県版キャリアパスモデル」は、介護事業者に対して、キャリアパス体制構築を支援するとともに、現在介護の仕事に従事する方や、これから介護の仕事を目指す方が将来を見据えて働くことができるよう、「長野県福祉・介護人材確保ネットワーク会議」が作成した長野県版モデル。

### 長野県福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、弁護士、医師、社会福祉士\*等の学識経験者等で構成され、長野県社会福祉協議会に設置されている機関。

### 二次医療圏

郡市と周辺地域を一体とした広域的な日常生活圏で、高度・特殊な医療を除いた入院医療や包括的な医療が行われる区域。

### 二次救急医療機関

救急車により搬送されてくる、または初期救急医療機関から転送されてくる救急患者への初期診療と応急措置を行い、必要に応じて入院治療を行う医療機関。

### 日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において定める区域。市町村が地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案して定め、地域密着型サービス\*の必要量等を設定する単位となる。

### 認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。

### 認知症高齢者の日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すもので、要介護認定の際に用いられる。詳細はP7（※判定基準）を参照のこと。





### 認知症サポーター

認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した者を「認知症サポーター」と称する。認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアとして活動する。

### 認知症疾患医療センター

認知症の専門医療機関として、専門医療相談、鑑別診断、入院治療等を実施し、認知症診療に関する地域の中核的な役割を担っている。

### 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント\*、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

### 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護者等を入居させて共同生活を営む住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を提供することを目的としている。

### 認知症対応型通所介護

認知症の居宅要介護者等が、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事提供等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

### 認知症地域支援推進員

市町村ごとに地域包括支援センター\*、市町村等に配置し、医療機関や介護サービス等地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人。

### 認定看護師

日本看護協会による資格。特定の21看護分野において、熟練した看護技術と知識を有することが認められた者。

### 認定調査員

要介護（要支援）認定を申請した被保険者宅等を訪問し、認定の判定に必要な認定調査を行う面接調査員のこと。専門知識を持つ市町村の職員、市町村から委託を受けた指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員\*（ケアマネジャー）であって都道府県等による認定調査員研修を修了した者が調査にあたる。

## は行

### BMI

身長に見合った体重かどうか判定する数値のこと。計算式BMI = 体重 (kg) ÷ 身長<sup>2</sup> (m) によって算出される。基準値は22。

### ヒートショック

温度差による肉体的ショック症状のこと。体の弱い高齢者に多く、寒い冬場の発生率が高い。

## 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する制度。

## 福祉避難所

災害時に高齢者などの要配慮者のために、相談等にあたる生活相談職員等の配置やポータブルトイレなどの器物の整備など特別の配慮がなされた避難所。社会福祉施設などを活用して設置されることが想定されている。

## 福祉用具貸与

居宅の要介護者等の日常生活における便宜を図り機能訓練に資するため、福祉用具を貸与すること。

## フレックスタイム

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度。

## 包括的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員\*、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的に支援するため、地域包括支援センター\*が実施する調整。

## 訪問介護（ホームヘルプ）

要介護者等の居宅において、ホームヘルパー等によって行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話。

## 訪問看護

病状が安定期にある要介護者等の居宅において、主治医の指示に基づき、看護師等によって行われる療養上の世話や必要な診療の補助。

## 訪問看護師

病院や診療所、訪問看護ステーションに所属して、訪問看護を行う看護職員。

## 訪問看護ステーション

訪問看護サービスを行う拠点。

## 訪問入浴介護

要介護者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

## 訪問薬剤管理指導

通院が困難なため在宅で療養を行っている患者を対象とした、在宅での薬剤師による薬学的管理及び指導。

## 訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護者等の居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション。



## 保険者

介護保険事業を実施する市町村をいう。県内では、3つの広域連合（諏訪・木曾・北アルプス）が構成市町村の介護保険事業を共同実施している。

## 保険者協議会

都道府県ごとに健康水準や医療費水準に格差がある中で、都道府県単位で医療保険の保険者\*が共通認識を持ち、連携して地域の特性に応じた保健事業を行う必要がある。保険者\*の連携協力を円滑に行い、保険者\*機能を発揮するために、平成17年度に全国に設置されたもの。都道府県単位に医療保険の保険者\*を構成員とする。

## ま行

### 看取り

患者を死期まで見守り看病すること。

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積に加え高血圧、高血糖、脂質異常などが複合的に発症している状態。過食や運動不足などの生活習慣が続くことによって内臓に脂肪が蓄積し、それが原因となって代謝のバランスが崩れるようになり、放置すると動脈硬化となり、心筋梗塞（こうそく）や脳卒中などを引き起こす。

### メタボリックシンドロームが強く疑われる者・予備群

腹囲（へそ周り）が男性85cm以上、女性90cm以上であるとともに、血圧、血糖、脂質のうち、一定の基準値以上の項目が2つ以上該当する人を「強く疑われる者」、1つ該当する人を「予備群」という。

### モデル給与規定

自社で取り決める給与ルールを目安となるもの。

## や行

### 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回または通報により訪問した要介護者の居宅において、ホームヘルパー等によって行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び緊急時の対応。

### 薬学的管理・服薬指導

調剤した薬剤の適正使用のための薬学的知見に基づいた必要な指導。

### 有床診療所

19人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所。

### 有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設であって、老人福祉施設等でないもの。

入居者に介護が必要となった場合の対応によって、①介護付（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）、②住宅型（外部の介護サービスを利用しながら、有料老人ホームでの生活を続けるもの）、③健康型（退去しなければならないもの）の3類型に分類される。

## ユニット

10室程度の居室（個室）及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所）により一体的に構成される場所。

## 要介護状態

身体上または精神上的の障がいがあるために、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態。

## 要介護・要支援認定者

- ①要介護認定者：介護給付を受けるために、要介護状態\*にあること及びその該当する要介護状態\*区分について、保険者\*の認定を受けた被保険者。
- ②要支援認定者：予防給付を受けるために、要支援状態にあること及びその該当する要支援状態区分について、保険者\*の認定を受けた被保険者。

## 養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が、老人福祉法に基づく市町村の措置決定によって入所する施設。

## 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

## ら行

### 理学療法士

国家資格のひとつ。身体に障がいのある人や障がいが予測される人に対して、運動療法や物理療法などを用いて、基本動作能力の向上や維持を支援する医療専門職。PT（Physical Therapist）と略すこともある。

### リハビリテーション専門職

理学療法士\*、作業療法士\*等、リハビリテーションを行う専門職の総称。

### 療養病床

病院または診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの。療養病床には、医療保険適用（医療療養病床）と介護保険適用（介護療養病床）がある。

### リンクワーカー

リンクワーカーは、イギリス・スコットランドで発祥した初期の認知症患者を支援する制度。認知症診断後、心身のケア・生活支援等の早期サポートを行う。認知症当事者とその家族に寄り添い、支援やサービスにつなげる役割を担う人。

### 老人クラブ

概ね60歳以上の人々が会員となり、地域における社会参加活動や健康づくり活動を実施している組織。



## 老人福祉圏域

都道府県老人保健福祉計画において都道府県が設定する広域の単位をさす。施設整備の調整など広域における調整が不可欠であることから、二次医療圏\*を一つの目安として圏域が設定されている。長野県では、佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曾、松本、大北、長野、北信の10圏域が設定されている。

## 老人福祉センター

無料または低額な料金で地域の高齢者に対して、各種の相談に応じる施設。また、健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供している。

## 老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指す。

## 2. プラン策定の経緯

### (1) 高齢者のニーズ等の把握

区 分	内 容 等
高齢者生活・介護に関する実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン策定の基礎資料とするため、県内高齢者の生活実態や介護サービスに対する利用の意向、日常生活支援に関するニーズ等の調査のほか、施設入所者の実態、介護事業所の経営実態、介護従事者の処遇状況等に関する調査を実施</li> </ul> (調査の概要) 調査期間 2016年12月～2017年2月 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅要支援・要介護認定者*等実態調査 調査実施数：54,467名 回答数：36,648名 (67.3%)</li> <li>2 元気高齢者*実態調査 調査実施数：13,964名 回答数：10,661名 (76.3%)</li> <li>3 施設入所（入居）者等実態調査 調査実施数：1,035施設 回答数：668施設 (64.5%)</li> <li>4 介護サービス事業所調査 調査実施数：1,918事業所 回答数：1,279事業所 (66.7%)</li> </ol>

### (2) 高齢者プラン策定懇話会

	開 催 日	検 討 内 容
第1回	2017年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の実施状況等、本県の現状について</li> <li>・課題分析〈意見交換〉</li> <li>・今後の方向性について</li> </ul>
第2回	2017年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期プランの進捗状況</li> <li>・次期プランの構成案について〈意見交換〉</li> </ul>
第3回	2017年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標、基本方針、施策展開（骨子）〈意見交換〉</li> </ul>
第4回	2017年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プランの素案について〈意見交換〉</li> </ul>
第5回	2018年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終プラン案について〈意見交換〉</li> </ul>

### (3) NPO\*との協働

県内のNPO\*と協働して、高齢者を巡る諸課題とそれらを解決するための施策、先進事例等を調査・検討

### (4) 市町村・広域連合との連携・調整

区 分	内 容 等
担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年7月に開催。介護保険事業計画策定に関する国の基本指針、制度改正に伴う事務等を連絡</li> </ul>
ヒアリングと助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年9月、市町村（保険者*）ごとにヒアリングを行い、介護サービス量の見込みや保険料算定方法等について助言</li> </ul>
第2期信州保健医療総合計画との整合性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各老人福祉圏域*において、医療及び介護の体制整備に係る協議の場を開催し、第2期信州保健医療総合計画における在宅医療の整備目標と、第7期市町村介護保険事業計画及び長野県高齢者プラン（第7期介護保険事業支援計画）における介護サービスの種類ごとの見込み量の整合性を確保</li> </ul>
施設整備量等の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年10月～12月、県内10老人福祉圏域*で保健福祉事務所が中心となり圏域内調整会議を開催し、施設整備予定と利用者見込み等を整理・調整</li> </ul>



## (5) 地域包括ケア体制\*構築状況に関する調査

実施時期	内 容 等
2017年11月～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村が地域包括ケア体制*の構築に向けて、現状を把握し、目標を持って取り組めるよう、日常生活圏域*ごとの構築状況について、指標を用いて可視化を実施</li><li>・可視化にあたり、市町村に対して日常生活圏域*ごとの地域包括ケア体制*の構築状況に関するアンケートを実施</li><li>・以下の7つの分野について、整備状況、取組進度及び効果を確認 (分野)<ol style="list-style-type: none"><li>1 地域ケア会議*</li><li>2 地域包括支援センター*</li><li>3 医療と介護の連携</li><li>4 介護サービス</li><li>5 介護予防</li><li>6 生活支援</li><li>7 住まい</li></ol></li></ul>

## (6) 県民意見の募集及びパブリックコメント（県民意見公募手続）

公募期間	内 容 等
2017年8月1日～9月12日	・募集方法 郵送、FAX、電子メール、電子申請 ・募集結果 25件（団体2、個人3）の意見
2018年1月30日～3月2日	

### 3. 第7期長野県高齢者プラン策定懇話会 委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職等	備考
あらい あつみ 新井 厚美	特定非営利活動法人 ワーカーズコープかがやき 理事長	
うらの ちえ 浦野 千絵	公募委員	
おおいし ひとみ 大石 ひとみ	特定非営利活動法人 長野県宅老所・グループホーム連絡会 副理事長	
おかだ けいじ 岡田 啓治	一般社団法人 長野県医師会 副会長	【座長代理】
おざわ せいいち 小澤 靖一	辰野町 保健福祉課長	
くらしま さいこ 倉島 財子	一般財団法人 長野県老人クラブ連合会 女性委員	
こしだ あきこ 越田 明子	公立大学法人 長野大学社会福祉学部 教授	【座長】
こばやし ひろみ 小林 広美	特定非営利活動法人 長野県介護支援専門員協会 会長	
さかい ひろみち 酒井 宏道	駒ヶ根市地域包括支援センター 所長	
さとう しげのぶ 佐藤 繁信	一般社団法人 長野県高齢者福祉事業協会 会長	
たけしげ きみひと 竹重 王仁	一般社団法人 長野県医師会 総務理事	
でんだ かげみつ 伝田 景光	公益社団法人 認知症の人と家族の会長野県支部 代表	
なかじま ふさこ 中嶋 房子	公益社団法人 長野県看護協会 常務理事	
やなぎさわ たまえ 柳澤 玉枝	公益社団法人 長野県介護福祉士会 会長	
やまざき ひろこ 山崎 ひろ子	佐久市 福祉部 高齢者福祉課長	





#### 4. 介護保険の広域化の状況

2018年4月1日

圏域名 (構成市町村数)	構成市町村	実施形態	広域化している業務
佐久 (11)	小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	広域連合 (2000.4 設立)	介護認定審査会*
上小 (4)	上田市、東御市、青木村、長和町	広域連合 (1998.4 設立)	認定調査介護認定審査会*
諏訪 (6)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	広域連合 (2000.7 設立)	介護認定審査会* ⇒ <u>介護保険業務全般</u> [2003.4.1]
上伊那 (8)	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	広域連合 (1999.7 設立)	介護認定審査会*
飯伊 (14)	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	広域連合 (1999.4 設立)	介護認定審査会*
木曾 (6)	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	広域連合 (1999.4 設立)	介護認定審査会* ⇒ <u>介護保険業務全般</u> [2003.4.1]
松本 (8)	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	広域連合 (1999.2 設立)	介護認定審査会*
大北 (5)	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	広域連合 (2000.2 設立)	<u>介護保険業務全般</u>
長野 (9)	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	広域連合 (2000.4 設立)	介護認定審査会*
北信 (6)	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	広域連合 (2000.4 設立)	介護認定審査会*

---

2018年（平成30年）3月発行

編集発行：長野県健康福祉部介護支援課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL：026-235-7111 FAX：026-235-7394

E-mail：kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

長野県ホームページアドレス：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/>

---

